



参加費  
無料

# 刑事手続と 国際人権水準

自由権規約の大家

ノヴァツク氏と考える

**日** 本が国際人権規約を批准して今年で40年を迎えました。しかしながら、まだまだ日本には、国際人権標準からみて改善されるべき課題が残されています。

特に、刑事手続における国内人権状況は、カルロス・ゴーン氏のニュースでも明らかになりましたが、かねてから「中世のよう」と海外から揶揄されており、国際標準に照らして、立ち遅れていると言われています。

そこで、刑事手続の中でも、最近特に議論されている法廷内での手錠腰縄問題及び取調べ時の弁護人立会権に関して、自由権規約からみた問題点をウィーン大学のマンフレッド・ノヴァツク教授とともに考えたいと思います。

ノヴァツク教授は、自由権規約の最も権威ある註釈書の著者として著名であり、また各国の人権調査も多数行っていることから、国際人権標準の内容、その確保手続きのあり方等についても、ご自身の体験から示唆に富んだお話が聞けることと思います。

ノヴァツク教授が来阪され、お話を聞くことができるこの貴重な機会に、皆様のご参加をお待ちしています!

【講師】

マンフレッド・ノヴァツク氏(ウィーン大学教授)



- ウィーン大学教授・人権資料センター所長
- 人権と民主化のためのヨーロッパの大学間センター(ヴェニス)事務局長
- 国連の自由を剥奪された子どもに関するグローバル研究の独立専門家

過去には、

- 国連拷問に関する特別報告者(2004-2010)
- ボスニア・ヘルツェゴビナ人権裁判所裁判官

日本では、国際人権法に関わる研究や訴訟実務にしばしば利用されている以下の文献の著者として知られている。

『市民的及び政治的権利に関する国連規約—自由権規約コメンタリー 第2版』(2005)

『国際連合拷問禁止条約—コメンタリー』(Elizabeth McArthur と共著:2008)

※当日は日本語通訳がつかます

## Profile

# 11|13

2019年11月13日(水)

午後6時(午後5時30分開場)

【場所】

大阪弁護士会館10階1001・1002会議室

## 参加申込書

【内容】自由権規約の大家ノヴァック氏と考える刑事手続と国際人権水準

【日時】2019年11月13日(水)午後6時～午後8時30分

【場所】大阪弁護士会館10階1001・1002会議室

【主催】大阪弁護士会 選択議定書批准推進協議会

大阪弁護士会HPからもお申し込みいただけます。 <http://www.osakaben.or.jp/>



### FAXでのお申し込み先 〓 06-6364-7477

氏名(代表者)		参加人数	
連絡先(電話・FAX)			

※記載いただいた個人情報 は本目的以外には使用しません。

### 一時保育・一時預かり(要予約・無料)

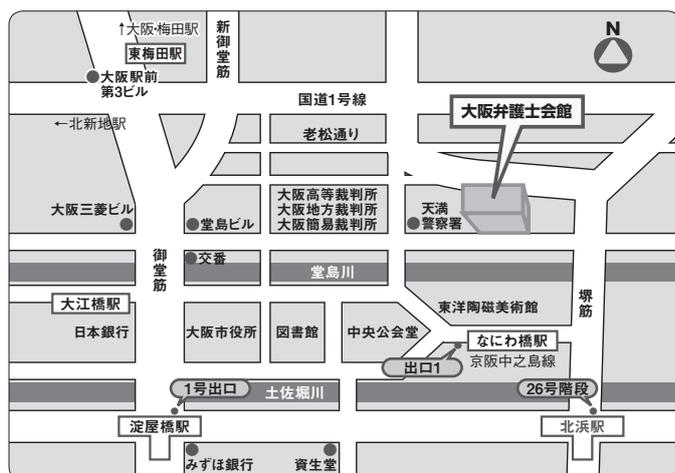
【対象】首のすわっている乳児～小学生相当年齢児

【託児時間】開始15分前～終了15分後まで

【申込期限】2019年10月30日(水)

【申込方法】希望される方は下記問い合わせ先までお電話で問い合わせください

【備考】申込人数によりお断りさせていただくこともありますので、ご了承ください。



### 大阪弁護士会館

大阪市北区西天満1-12-5

#### 【交通手段】

- 京阪中之島線なにわ橋駅下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄京阪本線淀屋橋駅下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄京阪本線北浜駅下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線北新地駅下車 徒歩約15分

問合せ先：大阪弁護士会人権課 選択議定書批准推進協議会

TEL: 06-6364-1227